

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 災害時の医療救護対策について (20分)</p> <p>首都直下地震などの大規模災害が発生した際には、建物の倒壊や火災等により死傷者が出ることが想定され、初動期において迅速に医療救護活動が行われなければなりません。</p> <p>現在、埼玉県内には14の「災害拠点病院」が指定されていますが、負傷者を搬送するには相当な困難を伴います。大規模災害であれば、同時多発的に負傷者が発生しており、搬送車両の不足や道路状況の悪化等も考えられます。</p> <p>このような観点から、災害発生時の初動期・応急期における医療救護対策について質問します。</p> <p>(1) 市の地域防災計画では、「必要に応じ医療救護班を編成し、保健センター、公民館に救護所を開設する」とあります。</p> <p>ア 「必要に応じ」とは、どのような事態ですか。</p> <p>イ 医療救護班を担当する職員は、また、その業務内容は。</p> <p>ウ 救護所となる保健センターや公民館における医薬品や災害時応急医療器材の確保は、どのようになっていますか。</p> <p>(2) 坂戸鶴ヶ島医師会との災害時協定の内容は。</p> <p>(3) 災害時の医療救護対策における課題と到達目標は。</p>	市長
<p>2 今後の地方公会計の整備促進について (25分)</p> <p>本年4月、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が報告書を発表しました。</p> <p>報告書では、地方公会計整備の意義について、「発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備する」とし、①すべての自治体に適用する新基準への統一、②固定資産台帳の整備、③複式簿記の導入を求めています。</p> <p>また、今後のスケジュールとしては、平成27年1月を目処に、「新基準の周知」と「財務書類の作成の手引き」「固定資産台帳の整備手引き」といった「要領等の策定」を行い、「新基準による地方公会計整備」を各自治体に要請。現行制度からの移</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>行期間は、おおむね3年間ですので、自治体は平成29年度末（遅くとも31年度末）までに、新基準による財務書類を作成することが想定されています。つまり、「平成28年度決算に係る財務書類は新基準で作成」することになります。</p> <p>こうした状況から、本市の対応について質問します。</p> <p>(1) 現行の新地方公会計制度は、「基準モデル」と「改訂モデル」の2種類ですが、新たに統一された新基準を定め、自治体間の比較を可能にすることになります。この新基準は現在の「基準モデル」に近い内容となっており、本市を含め、「改訂モデル」を採用している大半の自治体は変更が必要になります。今後、本市では、どのように対応しますか。</p> <p>(2) 固定資産台帳の整備については、様々な課題が指摘されていますが、報告書では「庁内の体制整備」を行った後、1～2年を目安に整備するよう求めています。固定資産台帳の整備について、本市の現状と課題をお示し下さい。</p> <p>(3) 報告書では、財務データの検証可能性を高め、正確な財務諸表を作成するためには複式簿記の導入を必要不可欠としています。本市における複式簿記導入の課題をお示し下さい。</p> <p>(4) 今後の「地方公会計整備」に向けて、市の基本的な考え方を伺います。</p>	